

大学運営

第3章 大学運営

1 行事

1 卒業式・修了式・入学式

令和元年度の卒業式・修了式は、令和2年3月25日に名古屋国際会議場センチュリーホールで開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大をうけ開催を断念した。そこで、卒業生・修了生を祝福するため、開催予定であった3月25日に、本学ウェブサイトにて、学長式辞、来賓である名古屋市長、名古屋市会議長、本学交流会会長の祝辞、各学部長・研究科長、在校生等によるお祝いメッセージの動画を掲載した。また、学長と各学部長・研究科長連署によるメッセージ色紙を学位記とともに贈呈した。

なお、令和2年に本学は開学70周年を迎え、記念事業として令和2年10月31日に開催された、学生会館と大学史資料館のリニューアル・オープニングセレモニーにあわせ、卒業式・修了式に出席できなかった卒業生・修了生に改めて祝意を伝えるため「令和元年度卒業生を祝う会」を開催し、卒業生代表による近況報告と学部長・研究科長による激励が行われた。新型コロナウイルス感染症予防対策として密を避けるため、会場では関係者のみとし、卒業生・修了生や保護者等にご覧いただくため、式典の様子をライブ配信した。

令和2年度の入学式については、令和2年4月6日に同じく名古屋国際会議場センチュリーホールで開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大をうけ、一旦、4月21日に開催を延期することとしたが、その後の感染症拡大状況から開催を断念し、延期後の開催予定日であった4月21日に、入学を心より祝福するため、本学ウェブサイトにて、学長式辞、来賓である名古屋市長、名古屋市会議長、本学交流会会長の祝辞、各学部長・研究科長、在校生等によるお祝いメッセージの動画を掲載した。

令和2年度の卒業式・修了式は令和3年3月24日に、令和3年度の入学式は令和3年4月5日に、いずれも名古屋国際会議場センチュリーホールで開催した。新型コロナウイルス感染症対策として、収容人数を減らし座席の間隔を確保するため、保護者等は来場不可とし、配席表配布により1席おきに座席指定で着席することとした。また、混雑防止のため受付を廃止し、多人数を同時に検知できるサーマルカメラと複数箇所に手指消毒液を設置した。式典終了後の学位記授与式は行わず、退場は座席番号により1列ずつとし、帰路については日比野駅と西高蔵駅への分散を推奨した。式前後の体調管理や謝恩会等の禁止など責任ある行動について配布物にて啓発するとともに会場でのアナウンスも行い周知徹底した。

なお、来場できなかった保護者等のために、式典の様子をライブ配信するとともに、ウェブサイト用のフルサイズ版の学長式辞動画を式典当日に公開するハイブリッド形式により、感染症対策のため時間短縮した式典を補完した。さらに、卒業式・修了式においては学位記授与時に直接祝意を伝えられなかったことに対し、学長と各学部長・研究科長によるお祝いの言葉を学位記とともに贈呈した。

令和3年度の卒業式・修了式は令和4年3月24日に、令和4年度の入学式は令和4年4月5日に、いずれも名古屋国際会議場センチュリーホールで開催した。感染対策やライブ配信等、前年同様の形で実施した。卒業式・修了式における学位記の授与については、退場時に席順に授与することで密集を避ける方法をとった。

令和4年度の卒業式・修了式は令和5年3月24日に、令和5年度の入学式は令和5年4月5日に、同じく名古屋国際会議場センチュリーホールで開催した。感染対策等の実施は継続したが、卒業式・修了式では、学位記について、学部・研究科ごとに会場内の会議室又は各キャンパスにおいて授与式を行った。入学式では、基本的な感染対策は継続しながらも、座席を空けずに着席できるようにして保護者の参加を可能としたほか、式典中に限りマスクの着用を要しない取扱いとした。



令和2年度卒業式・修了式



学長式辞動画



学長・学部長によるメッセージ色紙



令和3年度入学式

2 開学70周年記念事業

(1) 記念式典

① 工夫した記念式典の在り方について

令和2年に開学70周年を迎えることを記念し、理事長、学長、理事、副学長、学長補佐、研究科長、交流会、同窓会、学友会、大学事務部門等から構成される開学70周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設け令和元年度から記念事業の準備を進めてきた。記念事業のコンセプトは、「明るい未来へ、七色の架け橋～名市大の果てしなき挑戦～」であり、このコンセプトのもと、7つの部局・研究科（令和2年度当時）が、それぞれの持つ研究力、教育力を最大限に発揮し、さらに大きな力を生み出しながら、世界をリードする大学への発展を目指すということが示された。実行委員会ではこの命題の中で、いかに本学の関係者が一堂に会して節目の年を祝い、一体感を醸成するとともに、存在感を対外的にアピールするか、ということについて検討していった。



市民から公募により決定した
開学70周年記念のロゴマーク

しかし、令和2年から新型コロナウイルス感染症が流行しはじめ、緊急事態宣言が発出される状況となった。そのため、第3回実行委員会（令和2年8月5日）では、実行委員会委員長、副委員長及び各部長で協議し、記念事業の縮小や式典の短縮開催などの選択肢が考えられる中、今後どのような方向性で記念事業を実施していくかを以下のとおり整理した。

1 記念式典は、当初の計画どおりの参加者・内容で、1年後の開学記念日となる令和3年10月に延期して開催する。

記念式典の目的は、「本学の関係者が一堂に会して節目の年を祝い、一体感を醸成するとともに、存在感を対外的にアピールする」ことであり、その達成が何よりも重要。そのためには、参加者数や内容を可能な限り縮小することなく、当初の計画通り実施することが大切だが、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえると、令和2年10月31日の実施は難しく、収束が期待される1年後の令和3年10月とする。

2 令和3年以降には式典のほか、記念コンサートの延期開催も予定されていることなどを踏まえ、令和2年以降を、複数年かけて記念事業を行う70周年イヤーズの様に意味づけ、引き続き様々な事業を打ち出していく。

② 記念式典の開催

令和3年度に入っても緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が愛知県に発出された。そのため、第4回実行委員会（令和3年7月15日）において、記念式典は令和3年10月から令和4年2月に延期することが決定した。ここでは、感染防止対策を徹底した上で、多くの来賓や大学関係者にお越しいただけるように、内容を最大限工夫し、規模を縮小しない方向性が打ち出された。

【開催内容案】

- 1 日 時：令和4年2月19日 午後2時15分～5時00分
- 2 会 場：名古屋マリOTTアソシアホテル
- 3 参加者：

来賓 (9名)	名古屋市長、市議員、文科省・厚労省・総務省
招待 (400名)	交流会、後援会、同窓会、学友会、非常勤理事、監事、名誉教授、経営審議会、法人評価委員会、名古屋市役所、瑞穂区政協力委員協議会、国内協定大学、高額寄附者、各部会推薦者（ロゴ考案者・記念誌編纂協力者等）
その他 (190名)	教職員、在学生・保護者、招待区分以外の卒業生、市民、元教職員、交流会会員、マスコミ、大学幹部

4 式典内容

第一部：挨拶・大学紹介 ①～⑧計60分

①学長式辞、②交流会会長祝辞、③来賓祝辞、④来賓紹介、⑤祝文紹介、⑥大学紹介、⑦70周年事業紹介、⑧70年の歩みと明るい未来 2050【映像作品】、名古屋市立大学管弦楽団による演奏

第二部：記念講演 90分

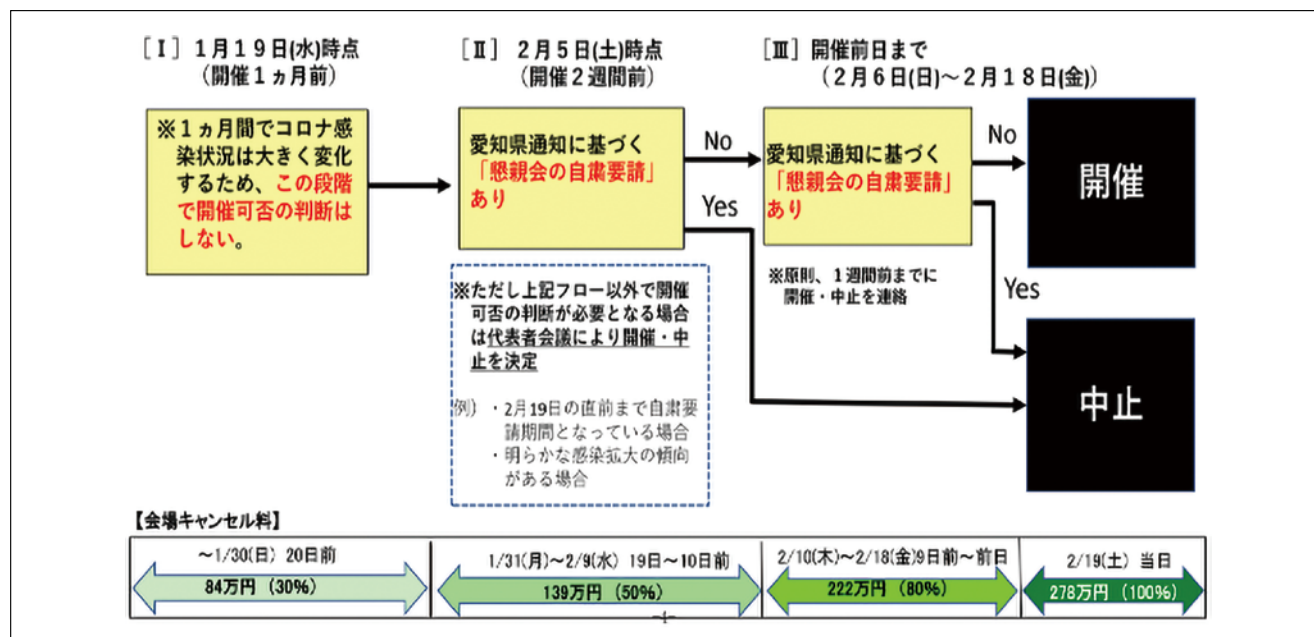
・著名人による講演

テーマ例：大学における教育・研究・社会貢献、マネジメント等

※一・二部ともに司会者起用

※式典終了後、同ホテルにて、市民とマスコミを除く希望者による2時間程度の懇親会を開催予定（高額寄附者を除き、会費制）

記念講演の講演者の選定や来賓や招待者への招待状の準備を進めてきたが、令和3年11月になっても、新型コロナウイルス感染症は終息する気配がない。第6回実行委員会（令和3年11月10日）では、愛知県から示される基準や学内ルールに基づき、記念式典及び懇親会の開催可否を具体的にいつまでに判断するかについて議論を重ねた。そこで、1カ月間で新型コロナウイルス感染症の流行状況は変化する可能性があることを鑑み、開催1カ月前時点では「開催可否の判断はしない」とし、開催2週間前に次のフローのとおり判断することとした。



令和4年1月21日から2月13日までの期間において、まん延防止等重点措置が出された。これを受けて行事の短縮や中止措置を講じた。

変更前		変更後	
時 間	行 事	時 間	行 事
14時15分～15時15分	記念式典	14時15分～15時15分	記念式典
15時30分～ 17時00分	記念講演会	15時30分～16時30分	記念講演会
17時15分～19時15分	懇親会	中止	懇親会

地域から愛され、地域に開かれた総合大学として、本学が発展してきたことから、今回の開学70周年記念式典の節目を、より多くの市民と共に喜びを分かち合うために、開催日9日前である2月10日に、誰もが式典に参加できる工夫を凝らした運用として、YouTube によるオンライン生中継を併用したハイブリッド方式で開催（後日録画映像を本学ホームページで配信し、当日オンライン生中継を視聴できない方にもご覧いただけるようにした）することとした。



ライブ配信の告知バナー

そして迎えた2月19日、検温や手指消毒、マスク着用の徹底、来場者が混雑しないような動線の確保、座席の間隔をあけるなど万全の対策を期して記念式典を挙行了。冒頭の式辞で学長からは、本学の発展のために必要な3つの要素を梅の成長に例えて話し、本学を温かく支えて下さった名古屋市や地域の皆さまへの感謝の気持ちと、さらなる発展のための意気込みを示した。第2部の記念講演会では、国際協力・ジェンダー専門家の大崎麻子



式典の様子

氏を講師に迎え、「SDGsを考える～創造する未来～」をテーマに講演いただいた。新型コロナウイルス感染症対策のため、参加人数や規模を縮小することになったが、来場者・視聴者合わせ約300名の関係者や市民の方とともに、開学70周年の喜びを分かち合うことができた。式典参加者からは、「名市大の長い歴史を感じることができた。」「本学の歴史と、色々な方々に支えられていることを再認識できた。コロナ禍の中でも非常に盛大な回になったと感じている。」とのコメントをいただいた。

本記念式典を挙げるプロセスで苦慮した点は、新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じながら、参加者数や内容を可能な限り縮小することなく、当初の計画通り実施していくための方策を検討する部分である。約1ヶ月スパンで変化する感染状況で先が読みにくい中、多くのステークホルダーと調整をしながら、かつ迅速な対応を講じていくことは非常に困難を極めた。とりわけ、円滑な事務遂行のためには新型コロナウイルス感染症が終息に向かい、当初の計画通りに式典を開催できる場合と、感染状況の拡大により延期又は中止となる場合、この両方に対応できるよう、それぞれの状況に対応した準備を行う必要があり、事務的負担が大きかった。

また、実行委員会は各同窓会組織や後援会等、学外の委員を多く含むため、状況変化の都度、招集をかけて実行委員会を開催することは現実的ではなく、柔軟な意思決定を行うことが難しかった。対応として、実行委員会委員長、副委員長及び各部会長の代表者のみで協議する場を急遽設け、意思決定を行ったが、当然ながら実行委員会の規定に則った対応ではなく、多くの委員との調整が必要となった。今後、学内外を含む大人数の会議体によって意思決定を行う必要がある事業において、今回のように不測の事態により会議の招集ができない場合を考え、少人数での迅速な意思決定が可能となる方法を予め規定に盛り込むことで、迅速な対応が可能となると考えられる。

さらに、日常的に接することのないステークホルダーとの調整や、各種事務手続きなどが非常に多く、その作業だけでも多くの時間を割いてしまう。このような全学をあげたイベントの際に限定した事務体制の構築が必要であると感じた。

最後に、無事に挙行できたことに対し、教職員、交流会、同窓会、校友会などの非常に多くのステークホルダーにご協力いただけたことに感謝申し上げる。

(2) 記念コンサート

開学70周年記念事業として、ベートーヴェン交響曲第9番「合唱付き」（以下「第九」という。）を演奏するコンサートを開催すべく、木村和哲教授（医学・薬学研究科）、鈴木貞夫教授（医学研究科）、名古屋市立大学管弦楽団・OB管弦楽団の団長等で名市大開学70周年記念コンサート実行委員会（事務局：学生課学生支援係。以下「コンサート実行委員会」という。）を組織し、令和2年11月14日に愛知県芸術劇場コンサートホールでの開催に向けて準備を進めていた。

しかし、令和2年3月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大、そして4月には初の緊急事態宣言が発令されたことから延期することとした。

令和2年8月5日の開学70周年実行委員会にて、記念式典を1年延期し、複数年かけて記念事業を行うことが決定されたことを踏まえ、コンサートを令和3年秋頃に開催すべく、愛知県芸術劇場コンサートホールの空き状況を確認し、令和2年11月に令和3年11月21日の会場予約を行った。

延期後の開催日が決まったことから、準備を再開し、指揮者・ソリストについては延期前に依頼していた方に引き続き依頼した。（ソリスト4名のうち1名は海外から招へいを予定していたが、日本政府によ

る入国制限により令和3年9月下旬に日本人に変更した。)

令和3年4月からは2週間に1回程度、コンサート実行委員会でオンライン会議を行い、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえながら、準備を進めた。

オーケストラについては、延期前に名古屋市立大学の現役管弦楽団やOB管弦楽団から募集していた参加者を中心として再度結集し、令和3年8月から集合練習を行った。合唱団については、飛沫感染のリスクにより集合練習がほとんどできない状況を考慮し、個人練習（医学研究科鈴木教授によるYouTube動画での指導）でも第九を歌うことができる方に教職員が声掛けを行い結成した。しかし、令和3年8月27日から9月30日まで緊急事態宣言の発令もあり、集合練習はオーケストラ13回（1回はパート練習のみ）、合唱4回しか実施することができなかった。

令和3年8月27日からの緊急事態宣言の発令中においては、これまでにない1日2,000人を超える感染者数を記録し、コンサート実行委員会内でもこのままコンサートを開催してもよいか議論があったがギリギリまで判断を待つこととした。幸運にも、令和3年9月になり感染者数が激減したため、コンサート開催に向け準備を加速させた。

チラシ・ポスター・チケットなどの印刷を行い、令和3年10月21日からチケット販売を開始した。新型コロナウイルス感染症の感染状況は落ち着いてきていたが、急速な感染拡大の場合などに対応できるよう招待客を含め収容定員の50%程度になるようチケット販売を行った。

本番当日は、新型コロナウイルス感染症の感染状況も落ち着いており、名古屋市・市議会・国内協定大学・同窓会などの来賓を迎え、観客・参加者の約900人が一体となり感動を分かち合った。

●コンサートの概要

日 時：令和3年11月21日 開場 午後5時15分 開演 午後6時

会 場：愛知県芸術劇場コンサートホール

演奏曲目：ベートーヴェン交響曲第9番二短調 作品125「合唱付き」

ショスタコーヴィチ「祝典序曲」

演 奏：（指揮者）海老原 光

（ソリスト）ソプラノ 百々あずさ メゾソプラノ 鳥木弥生

テノール 村上敏明 バリトン 伊藤貴之

（オーケストラ）名市大開学70周年記念管弦楽団

〈名古屋市立大学の現役管弦楽団及びOB管弦楽団の有志により構成〉

（合唱団）名市大開学70周年記念合唱団〈教職員の呼びかけにより結成〉



コラム④

卒業式・入学式の開催方法について

藤井 章 学生課長：令和2～3年度

令和2年4月1日、私は名古屋市立大学川澄キャンパスの本部棟1階にある学生課に着任しました。既にウイルス感染症が拡大し始めており、延期開催を決定していた入学式をどうするか大学として決定しなければならない状況でした。もちろん歓送迎会を開催するような状況でもなく、これまで経験したことのない4月だった気がします。

記録集にあるとおり、この年、入学式を開催することはできませんでした。夢と希望をもって、そして受験の苦勞から解放された新入生に対して、素敵なキャンパス生活をスタートさせる大切な節目の入学式を開催できなかったことは、未曾有の危機であったとはいえ、当時、学内では最後まで判断するのが難しいことでした。

そしてもう一つ。これまでの学生生活に区切りをつけ、社会人に向かっていく大切な節目となる卒業式を開催できなかったことも、大学職員として、また二十数年前に名市大の入学式と卒業式を経験した者として申し訳ない気持ちでした。

一方、令和元年度卒業式と令和2年度入学式を中止してもウイルス感染症の収束は見通せないまま、次の卒業式と入学式をどうするかという判断が迫ってきます。

当時、他大学の様々な対応がニュースで取り上げられる中、医療に携わる大学としてどうあるべきか、国や県市の通知等を踏まえながら何度も学内で検討を重ねた結果、令和2年度の卒業式、令和3年度の入学式から様々な対策を講じた上で開催できたことは、喜びとともに何か安心する気持ちでした。

2 社会貢献活動

1 市民公開講座

(1) 新型コロナウイルス感染症の中における開催

本学では、市民公開講座等を通じて、最新の研究情報等の専門知識を分かりやすく紹介する、生涯学習機会を市民に対して提供している。

市民公開講座の内容は、医学（基礎医学・臨床医学）、薬学、経済、人文社会（子育て、文化、歴史、哲学など）、芸術工学（建築、デザインなど）、理学（生物、宇宙、物理など）などであり、総合大学ならではの講座を例年10講座程開催している。

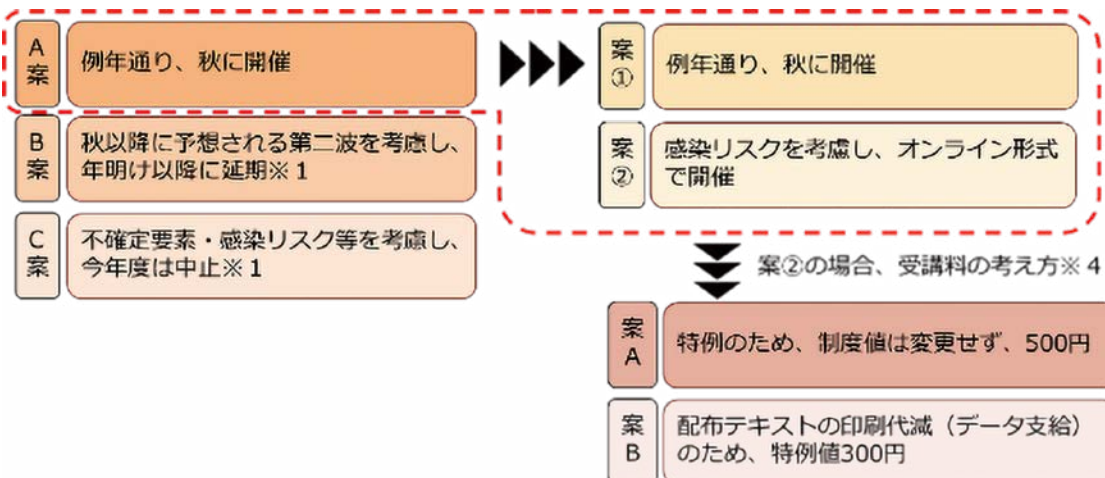


市民公開講座 チラシ

新型コロナウイルス感染症流行前は、全講座あわせて500人前後の市民の方に受講いただいていた。しかし、令和2年から新型コロナウイルス感染症が流行しはじめ、これまで通りの集合・対面形式での開催が可能か懸念されたため、令和2年度第1回社会連携センター会議（令和2年4月17日）において、新型コロナウイルス感染症の感染状況により変更・中止の可能性があることも念頭に置きつつ、従来通りの集合・対面形式で市民公開講座を実施する方向で検討していくことになった。

緊急事態宣言が5月14日に解除され、「愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針」に基づき、催事も一定の条件のもとで開催が可能とされてきている中で、市民公開講座の開催方法について、第2回社会連携センター会議（7月14日）に以下のように整理の上、議論を行った。

議論の結果、A案（感染防止対策を徹底したうえで、当初計画通り秋に集合・対面形式で開催）に決定した。ただし、密を避けるため収容人数が多い会場で、従来よりも申込受付数を減らす措置を取り、申込を開始した。新型コロナウイルス感染症の影響で、申込者数が大きく減る懸念もあったが、申込定員に対する申込者数の充足率は70%であった。



- ※1 代替として、別添の講演・講座等社会貢献活動に関する書籍出版企画への参加・連携企画を検討
- ※2 感染防止対策例：入退場時の制限や誘導、教室・待合場所における密集の回避（収容定員の半分以上への参加人数の限定）、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気等
- ※3 広報の段階では、「ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止とする場合がある」旨を添え、各回前に随時開催・中止を判断
- ※4 オンラインの場合、現在のような当日現金徴収ができないため、受講証送付時にあわせて振込先をご案内

受講者に安心して講義を受けてもらえるように、文部科学省や愛知県、学内の諸ルールに基づき以下の対応を徹底した。

1 開催前日以前

- 受講者に対して来場時のマスクの着用、体調不良時の来場辞退の依頼
- 会場の換気、手指消毒などの協力案内
- 会場収容定員の半分以上の募集定員の設定、申込定員到達時の上限順守
- 参加者の連絡先等の把握

2 開催当日

- 入退場時の制限や誘導（足元に誘導列を表示＆誘導の声かけ）
- 待合場所等における密集の回避（椅子の間引き）
- 手指の消毒（消毒液の設置・奨励）
- マスクの着用（貸出用を準備＆運営側も着用）
- 定期的な室内の換気
- 講師と客席との十分な距離の確保（距離＆講師の前にアクリル板の設置）
- 三つの密（密閉、密集、密接）が発生しない席配置や人と人との距離の確保（座席の間引き＆座席指定）
- 受付での検温と直近2週間の体調確認（濃厚接触・体調不良歴等により、入場辞退依頼）
- 受付に飛沫感染防止シートを設置
- 質疑応答の取りやめ
- 開催後に会場の机・電灯スイッチ・窓開閉レバー・ドアノブ等の消毒
- 定員に余裕がある場合でも、当日参加者の遠慮
- 参加後2週間以内に感染症への感染が確認された場合の本学への報告の案内



パーティション設置



受講者への感染予防案内

令和2年度は、講師の体調不良による中止があったが、全10回のうち9回を終えることができた。受講者は前年より170名程度減少したが354名の受講者にお越しいただき、アンケートの満足度も「よかった」、「まあよかった」と回答した割合が90%を超え、好評であった。

第4回社会連携センター会議（令和3年3月1日）では、令和3年度も集合・対面形式開催を前提として開催することとして合意が得られた。

(2) 緊急事態宣言に伴う中止措置

令和3年度においても新型コロナウイルス感染症対策のため、市民公開講座の中止又はオンラインでの開催について、令和3年度第1回社会連携センター会議（令和3年4月27日）において議論した。議論の結果、令和3年度の市民公開講座は以下のように進めることとなった。

- 1 新型コロナウイルスの感染状況によっては、大学の基準等に基づき中止
- 2 オンラインでの開催については、受講料の支払いに関する点や、オンライン受講層への広報について議論が不十分である点を踏まえ、集合・対面形式で行う

その他、令和2年度と同様に申込定員を絞り、密にならない対策を講じて受講者を募った。

しかし、第1回の市民公開講座が約1か月後に迫る中、令和3年8月27日～9月30日に愛知県内に緊急事態宣言が出された。そこで、社会連携センター長と協議の上、中止の判断時期と基準を示した「市民公開講座の開催指針」を策定し、9月3日に学内に周知した。その結果、10月上旬に開催する予定であった2講座の中止が決定する。

「市民公開講座の開催方針」

1 開催・中止の基準

(1) 緊急事態宣言が発出されている場合

緊急事態宣言期間中に開催予定の講座は中止。

また、緊急事態宣言期間の最終日から起算して、7日以内に開催予定の講座についても中止。

（例）緊急事態宣言の最終日が9月26日の場合

⇒ 9月27日～10月3日の期間に開催予定の講座は中止になるため、

「10月2日の第1回市民公開講座」は中止。

(2) 緊急事態宣言が発出されていない場合

予定どおり開催。（「イベントの開催制限」「イベント開催時の必要な感染防止策」のとおり）

2 開催・中止の決定時期

開催の可否については、原則講座開催日の14日前に決定。開催日まで14日を切ってから緊急事態宣言が発出された場合も、中止。

●中止となった講座

第1回	日 時	10月2日 13:30～15:00
	テーマ	量子の世界
	講 師	理学研究科 准教授 徳光 昭夫
第2回	日 時	10月5日 15:30～17:00
	テーマ	コンピューターで社会の特徴を探ってみよう
	講師①	経済学研究科 教 授 河合 勝彦
	講師②	経済学研究科 准教授 茨木 智

2つの講座が中止になったが、全9回のうち7回を無事行うことができた。受講者数は令和3年度から100名程度減少し243名の方にお越しいただいた。アンケートの満足度も「よかった」、「まあよかった」と回答した割合が90%を超え、好評であった。また、アンケート調査の中に、オンラインでの開催に関する設問を設け、回答の結果、集合・対面形式での開催を希望する意見が多かったが、オンライン開催を希望される方も一定数おり、年齢層も30～70代と幅広い層がいることが確認できた。

そこで、第3回社会連携センター会議（令和4年3月4日）において、令和4年度の市民公開講座でオンライン開催を取り入れることが決定された。ただし、従来通りの集合・対面形式で行うか、あるいはオンライン形式で行うかは、講座のテーマやターゲットに応じて各研究科で選択できるものとし、市民の講座受講の利便性を高めるため、集合・対面形式もしくはオンライン形式のどちらかの選択制（ハイブリッド開催）にすることとした。

(3) 新たな試みと今後の対応

令和4年度においては、令和3年度からの検討事項であったオンライン開催について、令和4年度第1回社会連携センター会議（令和4年5月9日）にてハイブリッド開催を導入していく旨が承認された。講座のテーマやターゲットに応じて各研究科で選択肢は残した結果、全9回のうち1回をハイブリッド開催とした。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言は愛知県内には発出されなかったため、全ての回を開催することができた。新型コロナウイルス感染症が流行する前の受講者数には及ばなかったが、424名の方に受講いただいた。

令和2～4年度まで新型コロナウイルス感染症に対応してきた市民公開講座の運営で見た課題は主に以下の2点である。



ハイブリッド開催の講座

- 新型コロナウイルス感染症対策に伴う、業務量の増加（検温、掲示物作成、受講者数同士が密にならないような会場レイアウト設定や設営、会場の消毒など）
- ハイブリッド開催（対面＋オンライン配信）の環境整備

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い、感染症対策としての業務は軽減されるが、受講者の方が安心して受講できる環境を整備していく。また、ハイブリッド開催については、受講者層の拡大も期待できることから、今後も継続して実施していく予定である。そのために、機材のセッティングや撮影方法等会場に応じた準備を入念に行っていく、最適な環境下で、「健康」、「子育て」、「AI」など多彩なテーマを幅広い世代に対して提供していく。

2 名市大ブックス

(1) コロナ禍における生涯学習機会の提供

令和2年から続く新型コロナウイルス感染症の影響により、本学主催のものに限らず、集合・対面形式での生涯学習の機会が減少している。一定の終息が見られても、以前のように開催できるか不透明な状況だ。政府から提唱されている新しい生活様式では、余暇時間も含め自宅で過ごす機会が増え、こうした時間に手軽に知識を得たいと思う方もいると推察される。

そこで令和2年5月、社会貢献として教育研究成果を社会に還元する策を検討するために学長、副学長（社会貢献担当）、学術課で協議した。その結果「書籍」という形で生涯学習機会を提供することとした。

本学では、多彩なテーマで公開講座や講演会等の生涯学習機会を市民に提供していたが、書籍という形は初の試みであった。生涯学習機会の提供が目的であり、学術書とは異なるものを大学が作っていくため、出版社を決めること、誰に何を執筆してもらうか、どのような内容にするか、どのくらいの分量であれば手に取ってもらえるか、など試行錯誤の連続であったが、下表のように方向性を定めた。

●書籍の概要（当初案）令和2年6月時点

形 態	シリーズ化
テ ー マ	第1弾は「健康・医療」 【今後のテーマ例】「政治・経済」「芸術・科学」など
出版方式	中日新聞社による商業出版物
販 売	1冊1,000円程度 全国の書店・通販等のほか、本学主催講座やイベント、生協等で販売
出版時期	令和2年10月
そ の 他	書籍と講演会の組み合わせによるイベントなど、書籍を活用した事業展開も検討

医学研究科、看護学研究科の教員や、関連医療機関の医師の協力のもと、シリーズタイトルを『名市大ブックス』とし、第1巻「人生100年時代 健康長寿への14の提言」、第2巻「コロナ時代をどう生きるか」を令和2年10月30日に発売した。

この書籍は、大学の学術書や教科書とは異なり、専門知識を写真やイラストも交えて分かりやすく、各巻14名の教員や医師がオムニバス形式で執筆していることが特長である。例えば、第1巻「人生100年時代 健康長寿への14の提言」では、高血圧の予防、緑内障、筋トレなど健康長寿に関連する内容を様々な観点から解説したものになっている。

「名市大ブックス」は、書店、Amazon、市大病院、本学生協などで発売され、10月に出版した第1弾（第1、2巻）は、三省堂書店名古屋本店や星野書店近鉄パッセ店、Amazonで売上ランキング1位を獲得するなど好評であった。Amazonのレビューでも、「大学の小難しい話ばかりではなく、イラストなどもあり、わかりやすい。100歳まで生きるためにも、いろいろと実践したい。」や「コロナに関する本はよく出回っているが、大学の教授が様々な角度から語るの珍しい。コロナそのものだけでなく、関連する病気の知識も身についた気がする。」など評価が高いものであった。

その後も、12月には第2弾として第3、4巻を出版し、令和6年1月末時点で次表のように出版している。



書店に並ぶ「名市大ブックス」



シリーズ化された「名市大ブックス」

	出版日	書籍名称
第1巻	令和2年10月30日	人生100年時代 健康長寿への14の提言
第2巻	令和2年10月30日	コロナ時代をどう生きるか
第3巻	令和2年12月10日	がん治療のフロンティア
第4巻	令和2年12月10日	家族を守る医療と健康
第5巻	令和3年4月26日	医療の知識で自分を守る
第6巻	令和3年4月26日	支えあう人生のための医療
第7巻	令和3年8月24日	子育て世代が知りたい子どもの病気やライフステージの話
第8巻	令和3年8月24日	あなたが手術を受ける前に読む本
第9巻	令和3年12月10日	いのちを守る高度・専門医療～東部医療センターの挑戦
第10巻	令和3年12月10日	地域に根差し、寄り添う医療～西部医療センターの挑戦
第11巻	令和4年8月23日	いきいき心臓とはつつつ生活 ～高血圧・血管病 命を守る医療のススメ
第12巻	令和4年8月23日	女性の新しいライフスタイルと最新医療
第13巻	令和5年6月30日	ストレスとは？～あなたに合う生き方のヒント
第14巻	令和5年6月30日	意外と知らない薬の話～暮らしに役立つ薬の知識
第15巻	令和6年1月31日	チャイルドサイエンスに学ぶ 楽々子育てガイド
第16巻	令和6年1月31日	看護の世界～生活と健康を支える多様な看護

(2) 名市大ブックス創刊1周年記念事業 特別市民公開講座

新型コロナウイルス感染症が落ち着いた状況であったが、換気の徹底、マスク着用、密を避けるなどの基本的な感染対策を講じた上で、「名市大ブックス」の創刊1周年を記念し、特別市民公開講座を令和3年12月5日に開催した。

名市大ブックスの執筆者である教員（医学研究科、看護学研究科）・医師、看護師、関連病院の医師が「がん」、

「痛み」に関する講演を行った。当日は、午前の部・午後の部併せて延べ273名の方に参加いただき、参加者からは、「自身の健康を考える機会となった」、「名市大ブックスとセットで聞くことで、理解が進むと思った」等の声が聞かれ、非常に好評であった。



特別市民公開講座 チラシ



特別市民公開講座

(3) 今後の展開

「名市大ブックス」の実績については、書店の総合ランキングや、Amazonの部門別ランキング（大学・大学院の売れ筋ランキング）で売上1位を記録したほか、1巻、5巻、6巻が重版になるなど、一定の評価を得ている。その結果、多くの方に生涯学習の機会を提供し、堅調に社会貢献活動を進めることができたと考えている。

また、令和5年度からは、データサイエンス学部の新設、みどり市民病院・みらい光生病院が医学部附属病院となり、8学部5病院を有する総合大学としての強みを活かし、幅広いテーマを取り扱っていくことを検討していく。

今後もより多くの方に知っていただき、手に取っていただけるよう効果的な広報展開を検討するとともに、新巻の企画を進めていきたいと考えている。

3 接種会場貸付

- (1) 貸付目的 「名古屋市 新型コロナウイルスワクチン大規模集団接種会場」
- (2) 貸付日時 令和3年7月10日 ～ 令和3年8月29日 北千種キャンパス
令和4年12月1日 ～ 令和4年12月26日 川澄キャンパス
- (3) 貸付場所 令和3年度 名古屋市立大学 北千種キャンパス 芸術工学棟
令和4年度 名古屋市立大学 川澄キャンパス 看護学部棟及び西棟
- (4) 貸付条件 施設貸付における「新型コロナウイルス感染症の対策」
- (5) 施設の利用について (P.117 別紙参照)

令和3年度、令和4年度に実施された新型コロナウイルスワクチンの大規模接種会場として、本学施設の貸付を行った。本学は施設の利用について、厚生労働省の定めるガイドラインや愛知県新型コロナウイルス感染症対策サイトを参照し、令和2年度より新型コロナウイルス感染症対策に係る貸付条件を定めている。

別紙

新型コロナウイルス感染症の対策について

施設利用責任者の方へ

新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、以下の対策を講じたうえで施設を利用してください。許可後、以下の対策を講じたことが分かる書面をあらかじめ提出してください。

なお、受験者等で新型コロナウイルス感染症を発症した者がいた場合は、対象者とその行動経路について、速やかに名古屋市立大学（財務課出納財産係）に連絡をすること。また、利用責任者の負担にて、発症者の行動経路における消毒作業を速やかに実施すること。

- (1) 教室定員の 1/3 は空席を確保すること
- (2) 受験者の着席場所を確認・記録すること
- (3) 30 分に 1 回程度は換気を行うこと
- (4) 施設の利用後は、消毒作業を行うこと
- (5) 新型コロナウイルスのり患者（疑いを含む）、濃厚接触者、発熱等の症状がある者、海外から帰国して 14 日を経過しない者については、受験を控えるよう受験者に周知すること
- (6) こまめな手洗い、手指消毒、マスク着用といった基本的な感染症対策を受験者に徹底させること
- (7) 各建物内の一方通行を受験者に守らせること
- (8) エレベーターの利用を控えることを受験者に守らせること
(ただし、障害がある人、体の不自由がある人を除く)
- (9) その他対面型授業のため実施している新型コロナウイルス感染症対策（食事場所の制限など）と同等程度の対策を講じ、現在、大学で実施している新型コロナウイルス感染症対策のための措置（机へ貼り付けてある座席指定番号の維持など）を妨げないこと。

※ 対策を講じたことが分かる書面については、以下の例を参考にしてください。

- ・座席指定図など、空席を設けることが分かる図面
- ・着席場所の確認・記録や換気を行うことを示した試験監督者のマニュアル
- ・受験者へ周知したHPの写し など

コラム⑤

市民公開講座から名市大ブックスへ

三宅 正嗣 学術課長：令和2年度

名市大ブックスの取組みは令和2年5月からスタートしましたが、そこから遡ること約1か月、今でも忘れられない光景があります。それは令和2年度の市民公開講座について関係の先生方に話し合っていた場でしたが、社会全体が行催事の開催に消極的になっている中、「何とか工夫して開催できないか」という熱い議論が延々と繰り広げられ、先生方の中にある、市民公開講座を通した社会貢献への熱意と誇りを強く実感したことを覚えています。多くの制約がある中でも、この先生方と同じ方向を向いて取組みを進めたいという気持ちで、名市大ブックス出版の事務を行っていくうえでの私の中の原点だったように思います。

出版が決まった後の作業では、関係の先生方や出版社と内容・販売方法等について話し合いを重ねましたが、特に内容のレベル感の面では、一定の専門性を持ちつつ、人々に手軽に読んでいただける書籍となるよう皆で腐心しました。それらに配慮しながら原稿の執筆や修正を引き受けてくださった先生方には本当に頭が下がる思いでしたし、事務に携わる職員もそのことを痛感していましたので、「一人でも多くの人に届けたい」という一心で原稿の取りまとめや書籍の販売促進等に取り組んでいました。

新型コロナウイルス感染症のまん延という逆境を飛躍の機会と捉え、多くの学内関係者等の努力が結実して完成した名市大ブックス。これからも本学の英知を届け、人々から親しまれる書籍であり続けることを心から願っています。

3 勤務・服務

1 在宅勤務・分散勤務

令和2年8月3日より、当面の間、在宅勤務を行うことができるものとした。

- 実施する場所は、職員の自宅とした。
- 在宅勤務は、半日単位、時間単位の実施も可能とし、時間年休の取得も可能とした。
- 所属長の許可を得て、職場で使用しているPCを持ち帰って業務を行うことを許可した。
- 個人所有のPC等（PC、スマートフォン、タブレット等）の使用は、所属長が在宅勤務命令とともに許可するものとした。
- FAQを更新し、実施の際に混乱しないよう配慮した。

2 早出遅出勤務

国から示された「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」の中で、テレワークや時差出勤の推進等が強く呼びかけられたこと、設置団体である名古屋市も30分又は1時間の早出遅出勤務を導入することを受けて、本学においても、通勤に公共交通機関等を利用する職員が混雑による密集・密閉を避けることを目的として、令和2年3月2日から「新型コロナウイルス感染症の感染防止に伴う早出遅出勤務（始業及び終業の時刻をあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務）」の制度を導入した。

(1) 対象者

原則勤務（正規の勤務時間が8時45分から17時30分まで又は8時30分から17時15分までであり勤務の割振り変更をしない勤務）の職員のうち、通勤のため交通機関を利用している職員

※制度の導入後すぐ、勤務の割振りをする職場（いわゆる開庁職場）に勤務する職員の正規の勤務時間を割り振った日においても利用できるように改正した。

(2) 要件

- 早出遅出勤務を適用した勤務時間において、割り振られる業務があること
- 早出遅出勤務を適用した日において、半日区分の休暇取得又は半日割振り変更を行う必要がないこと
- 早出遅出勤務の適用をあらかじめ申出すること
- 早出遅出勤務を適用することにより、業務の運営に支障が生じないこと

(3) 早出遅出勤務の勤務時間及び休憩時間

原則勤務時間から最大1時間15分の時差出勤を可能とする。

※始業時間を1時間前（午前7時30分）から午前10時までの間、毎時00分、15分、30分、45分とする勤務を割り振りできることとする。

休憩時間の時限については、原則勤務で定められている時限とする。

3 自宅待機

(1) 濃厚接触者への取り扱い

- 新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者となった教職員について、所属長の命令により、自宅待機を命じる通知を行った。
- 自宅待機を命じる際には、自宅への出張命令を発することとし、自宅の区域に応じて、旅行命令簿もしくは在勤地内等出張命令簿を作成することとした。
- 感染症の蔓延防止のために所属長が必要であると認める場合も追加された。

※濃厚接触者について

「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（暫定版）」（国立感染症研究所 感染症疫学センター）における濃厚接触者とする。具体的には次のとおり。

「臨床的特徴等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、検査により新型コロナウイルス感染症と診断された者（以下「感染症患者」という。）」が発病した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ◆ 新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ◆ 適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ◆ 新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ◆ その他：手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で、必要な感染予防策なしで、「感染症患者」と接触があった者（患者の症状やマスクの使用状況などから患者の感染性を総合的に判断する）。

(2) 感染症のまん延の防止のための措置又は協力要請を受け、出勤することが著しく困難であると認められる職員の取り扱い

対象者となった者は、以下の期間の間、それぞれの休暇の取り扱いとした。

対象期間：その事由に該当する期間

※固有職員、派遣職員は、特別休暇とし、再雇用職員、語学講師、契約職員、月給制職員、パートタイム職員、時給制職員は、事故休暇とした。

(3) 発熱等の風邪症状がみられ、勤務しないことがやむを得ないと認められる職員の取り扱い

対象者となった者は、以下の期間の間、それぞれの休暇の取り扱いとした。

対象期間：その事由に該当する期間

※申請に当たって医師の診断書等を添付できない場合には、所属長が風邪症状の内容や職場の業務体制等を勘案してやむを得ないものと認める場合に限り、1回につき引き続く5日（週休日等を含む。）以内の期間について、職員の申立書の添付によることができることとした。

承認にあっては、所属長は電話等で健康状況等を聞き取り、1日ごとに承認を行うこととした。

※固有職員、派遣職員、再雇用職員、語学講師は、病気休暇とし、契約職員、月給制職員、パートタイム職員、時給制職員は、事故休暇とした。

(4) 職員の親族に発熱等の風邪症状がみられ、当該親族の世話等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる職員の取り扱い

対象者となった者は、それぞれの休暇の取り扱いとした。

【固有職員、派遣職員】

- ・小学校6年生までの子については、子の看護に係る特別休暇
- ・配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び2親等以内の親族については、短期介護に係る特別休暇

※いずれの休暇についても申請に当たって医師の診断書等を添付できない場合には、所属長が風邪症状の内容や職場の業務体制等を勘案してやむを得ないものと認める場合に限り、1回につき引き続く5日（週休日等を含む。）以内の期間について、職員の申立書の添付によることができることとした。

【再雇用職員、語学講師、契約職員、月給制職員】

- ・小学校3年生までの子については、子の看護休暇
 - ・配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び2親等以内の親族については、介護休暇
- ※申請に当たっては、医師の診断書等の添付を原則とするが、医師の診断書等を添付できない場合の承認基準及び添付書類の取り扱いについては、固有職員に準ずるとした。

【パートタイム職員、時給制職員】

- ・小学校3年生までの子並びに配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び2親等以内の親族については、事故休暇
- ※申請に当たっては、医師の診断書等の添付を原則とするが、医師の診断書等を添付できない場合の承認基準及び添付書類の取り扱いについては、固有職員に準ずるとした。

(5) 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校等の臨時休業により、子（未就学児、小学校若しくは特別支援学校に通う子又は特別な事情のある子に限る。）の世話をを行うことにより、勤務しないことがやむを得ないと認められる職員の取り扱い

対象者となった者は、それぞれの休暇の取り扱いとした。

【固有職員、派遣職員】

- ・特別休暇

次のいずれにも該当し、職場の業務体制等を勘案してやむを得ないものと認める場合に限り、取得することができることとした。

- ① 子を預ける先（子を預けることができる他親族等をいい、開放している学校は、臨時休業の趣旨から、必ずしも該当しない。）がない場合
- ② 配偶者が就労等により、当該時間帯に子の世話をを行うことができない場合
- ③ 同居する親族（次の者を除く。）がいない場合
 - ・18歳未満の者及び65歳以上の者
 - ・心身の故障等により現に保育を行うことが困難である者
 - ・学生又は生徒で現に保育を行うことが困難である者

- ・勤労者（1週間当たり3日以上勤務するパートタイム労働者を含む。）で、現に子の世話をを行うことが困難である者

※申請に当たっては、申立書を添付

【再雇用職員、語学講師、契約職員、月給制職員、パートタイム職員、時給制職員】

- ・事故休暇

※取得できる場合は、固有職員に準ずるとした。

※申請に当たっては、申立書を添付

(6) 職員の親族に新型コロナウイルス感染症に係る予防接種との関連性が高いと認められる症状（副反応）がみられ、当該親族の世話等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる職員の取り扱い
対象者となった者は、それぞれの休暇の取り扱いとした。

【固有職員、派遣職員】

- ・小学校6年生までの子については、子の看護に係る特別休暇
- ・配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び2親等以内の親族については、短期介護に係る特別休暇

※いずれの休暇についても申請に当たって医師の診断書等を添付できない場合には、所属長が風邪症状の内容や職場の業務体制等を勘案してやむを得ないものと認める場合に限り、1回につき引き続く5日（週休日等を含む。）以内の期間について、職員の申立書の添付によることができることとした。

【再雇用職員、語学講師、契約職員、月給制職員】

- ・小学校3年生までの子については、子の看護休暇
 - ・配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び2親等以内の親族については、介護休暇
- ※申請に当たっては、医師の診断書等の添付を原則とするが、医師の診断書等を添付できない場合の承認基準及び添付書類の取り扱いについては、固有職員に準ずるとした。

【パートタイム職員、時給制職員】

- ・小学校3年生までの子並びに配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び2親等以内の親族については、事故休暇
- ※申請に当たっては、医師の診断書等の添付を原則とするが、医師の診断書等を添付できない場合の承認基準及び添付書類の取り扱いについては、固有職員に準ずるとした。

(7) 新型コロナウイルス感染症に罹患しその療養にあたる職員の取り扱い

対象者となった者は、以下の期間を、それぞれの休暇の取り扱いとした。

対象期間：新型コロナウイルス感染症の検査結果が陽性となった場合に、その検体採取日から新型コロナウイルス感染症の退院等基準を満たし医療機関を退院した日又は宿泊療養もしくは自宅療養が解除された日までの期間

※固有職員、派遣職員は、特別休暇とし、再雇用職員、語学講師、契約職員、月給制職員、パートタイム職員、時給制職員は、事故休暇とした。

(8) 自宅待機等を命じられ、新型コロナウイルス感染症の検査を受ける職員の取り扱い

対象者となった者は、それぞれの休暇の取り扱いとした。

※固有職員、派遣職員は、特別休暇とし、再雇用職員、語学講師、契約職員、月給制職員、パートタイム職員、時給制職員は、事故休暇とした。

(9) 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける職員の取り扱い

対象者となった者は、以下の期間を、それぞれの休暇の取り扱いとした。

対象期間：当該予防接種を受けている時間及び予防接種のための往復時間

※固有職員、派遣職員は、特別休暇とし、再雇用職員、語学講師、契約職員、月給制職員、パートタイム職員、時給制職員は、事故休暇とした。

(10) 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の副反応がみられ、勤務しないことがやむを得ないと認められる職員の取り扱い

対象者となった者は、以下の期間の間、それぞれの休暇の取り扱いとした。

対象期間：副反応により療養する必要がある場合において、そのためにやむを得ないと認められる必要最小限の時間（当該予防接種を受けた日から起算して7日（週休日等を含む。）以内に限る。）

※固有職員、派遣職員は、特別休暇とし、再雇用職員、語学講師、契約職員、月給制職員、パートタイム職員、時給制職員は、事故休暇とした。

4 ウェブ会議

新型コロナウイルス感染症対策として、対面での会議ではなくウェブ会議での実施が望まれていたため、Zoomの他に、Office365のMicrosoft Teamsを利用してウェブ会議を行うことができるよう環境を整えた。

機密情報を含む会議を開催する場合はZoomではなくOffice365のMicrosoft Teamsを利用したウェブ会議を開催することを案内した。

教員については、教員の既存の教育アカウントにOffice365の権限を付与して利用できるようにした。ウェブ会議を利用する事務職員については、必要に応じて教育アカウントを発行し、あわせてTeamsのウェブ会議マニュアルを作成して配布した。

コラム⑥

在宅勤務等の制度作りについて

中井 淳子 総務課人事係長・総務課大学人事係長：令和元～3年度

令和2年2月末、国の要請により全国すべての小中高校等において臨時休業が行われるとの一報を受け、一気に慌ただしくなったことを覚えています。関連部署と連携しながら、休暇制度や自宅待機の取扱いの整理、早出遅出勤務の実施など、日々状況が変化する中で対応を行いました。

特に、緊急事態宣言の発出に伴って実施した「在宅勤務」は、今でこそ当たり前の言葉になりましたが、当時は出勤勤務が前提だったこともあり、戸惑いながらのスタートでした。とにかく迅速な対応が求められたため、まずは出張命令により在宅勤務が「できる」ことをいち早く通知し、順次FAQや補足説明で細かな運用を整えていきました。

在宅勤務の課題の一つとして「業務効率の確保」がありました。リモート環境が整備されておらず、大学の事務ネットワークに接続できない状況だったため、セキュリティ面など一定の条件のもと、個人所有PCの使用や外部からの業務メール閲覧を認めることで補いました。また、在宅でもできる業務の切り出しやマニュアル整備を集中的に進めるなど、各課室の協力・対応によるところも大きかったと思います。

後に在宅勤務の状況把握を行ったところ、思ったより集中して仕事ができたとの声が聞かれた一方、やはりリモート環境への要望が多く挙がりました。今回のような非常時に限らず、多様で柔軟な働き方の選択肢の一つとして活用するためにも、引き続き検討すべき課題であると考えます。

